**大阪府入札監視等委員会 入札監視第１部会　平成26年度第２回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　平成26年10月31日（金）午後１時30分から午後４時30分

２　場所　　大阪赤十字会館　４階　401会議室

３　出席委員　　５名

４　審議対象期間　　平成26年４月1日から平成26年７月31日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中の、入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況、談合情報等の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数1,430件の中から次の13件を委員が任意抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

 (抽出事案一覧)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札方式 | 案　　件　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 一級河川　安治川（旧淀川）　安治川水門昇降機設備改修工事 | 93,744,000 |
| 一般競争 | 一般国道　１７０号　舗装道補修工事（仏並工区） | 43,592,040 |
| 一般競争 | 一般国道　（旧）１７０号　舗装道補修工事（北條町工区） | 23,756,760 |
| 一般競争 | 阪南港　阪南３区　貝塚１号物揚場　電気防食等工事 | 24,840,000 |
| 一般競争 | 北部流域下水道事務所　受変電設備更新工事 | 16,826,400 |
| 測量・建コン | 一般競争 | 土砂災害危険箇所基礎調査委託（Ｈ２６その４） | 12,706,200 |
| 一般競争 | 土砂災害危険箇所基礎調査委託（Ｈ２６－９） | 16,200,000 |
| 一般競争 | 大阪府地震防災アクションプラン改訂等検討委託 | 14,291,640 |
| 随意契約 | 堺第７－３区護岸耐震検討（２６）業務 | 6,264,000 |
| 委託役務 | 一般競争 | りんくう公園　草地環境整備業務 | 1,609,200 |
| 一般競争 | 安威川　ダム流量調査及び水質調査業務 | 8,262,000 |
| 一般競争 | 平成２６年度身体拘束ゼロ推進員養成研修業務 | 1,239,840 |
| 物品 | 随意契約 | 精神科救急医療体制整備事業 | 153,243,173 |

６　審議の結果：　抽出した13件の処理状況は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答：　別紙のとおり

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 【一級河川　安治川（旧淀川）　安治川水門昇降機設備改修工事】　　１者入札となった理由としてエレベーターの規格が小さいという説明であったが、一般的に水門の昇降機の規格は小さいのか。また、ほかの水門の昇降機に関して、本件落札者以外で落札しているところがあるのか。　　もともと製造した業者が落札しているのであれば、随意契約の第２号に該当しないか。 | 　本案件の発注セクションである西大阪治水事務所の場合、昇降機設備があるのは大きい水門を持っている３カ所だけで、基本的な構造は３水門とも同じである。構造自体は維持管理に必要な最小限の形状であり、非常に小さい構造になっている。　本案件のほかの２水門とも、申込者は３者で２者が辞退し１者応札という結果で、もともと製造したメーカーが受注している。　基本的には、サイズが非常に小さく特殊な構造であるが、それ以外の仕様は一般的な性能、機能である。他の者ではできないとは言い切れない状況にあるため、一般競争入札としている。 |
| 【一般国道　１７０号　舗装道補修工事（仏並工区）】　　本案件は失格者数が５６者と非常に多く、有効な札を入れたのは４者しかない。多くの失格者が出たのはなぜか。　　ランダム係数が上限に近いところに設定されたことが要因だということだが、ランダム係数を適用する意味は何か。　 | 　　本舗装工事は、切削オーバーレイであり、工種が少なく、材料もほぼ限られているため、事業者が見積もりするときに、積算額がほぼ間違いなく出てくるものと思わる。その中で、ランダム係数が上限に近い０.４８％であったため、ほとんどの入札価格が最低制限価格を下回ったという結果になったものと思われる。　　本府では、平成１１年から１３年にかけて建設工事において、職員が府議会議員に予定価格などを漏洩し、議員と建設業者との間で現金が授受されるといった事件が相次いだ。このため、府民からの信頼回復や不祥事の再発防止のために予定価格などを事後公表から事前公表とするなどの改革を実施したが、その後の入札で、くじ落札の増加や積算能力のない建設業者が受注するなどの弊害が顕在化してきた。そこで、適正な競争環境の確保及び不良・不適格業者の排除などを目的に平成２１年１１月から予定価格等を段階的に事後公表に移行し平成２５年度からは全ての工事で適用した。　　ランダム係数処理は、再び予定価格等を事後公表に転換するに当たって講じたセキュリティー対策の一環であり、予定価格等を知り得る職員をなくし、予定価格等の漏洩や職員への聞き出しを物理的に不可能とするもので、入札における公正性を確保する上で必要なものと考えている。 |
| 【一般国道　（旧）１７０号　舗装道補修工事（北條町工区）】　　本案件は、辞退が３０者あるが、なぜ辞退者が多いのか。　　辞退者がたくさん出るようになった要因である附帯工事の内容は何か。　　附帯工事があるから入札額にばらつきが生じたということだが、附帯工事だけで生じるものなのか。 | 　　本案件は既成市街地の中で、２車線のあまり広くない道路を夜間工事で民家の前を施工していくものである。また、本案件の予定価格は舗装工事Ａ等級への発注金額のほぼ下限となっていることや附帯工事の占める割合が大きいことから業者にとって魅力がなかったと思われる。　　本案件は、２,５００万円程度の発注案件であるが、そのうち附帯工事は１，０００万円程度であり、その工事内容は側溝のかさ上げ、防止柵の設置、車どめ工の設置、照明灯の基礎工事などである。そのため、入札額のバラツキも大きくなっており、また、舗装工事に先行する附帯工事の施工に比較的長い期間を必要とし、舗装工事に比べ手間がかかることが辞退者が多かった理由の一つと考えている。　　附帯工事の中に柵とかの購入が含まれているが、通常は積算資料の一番安いものを使うことにしている。安く仕入れることができる業者は安値を入れる傾向にあるが、そうでない業者もいると思われる。 |
| 【阪南港　阪南３区　貝塚１号物揚場　電気防食等工事】　　落札率が９７％台であるが、妥当な数字なのか。　　また、申込者数が４者しかないが、どう考えるのか。　　特殊な工事である電気防食工事の工事費の積算単価は府が定めているのか。　　護岸を区切って発注するより、一括で発注したほうが安くなるのではないか。 | 　　本案件は、コストを下げにくい材料費が直接工事費の６割を占めているため、落札率が高くなったと考えている。　　また、入札参加者が少ないことについては、本工事は鋼矢板の物揚場の腐食を防止するために海中で鋼矢板にアルミニウム合金製陽極を溶接し取りつける特殊なもので、設計・施工能力を有する業者が限られるために、入札参加者数が少なくなったと考えている。　　本案件のような鋼構造物の岸壁や物揚場は日本全国にあり、工事費の積算に必要な歩掛は国が作成し、公表している。　　供用されている物揚場であり、利用しながらの工事であるため、工事区間を区切って発注している。 |
| 【北部流域下水道事務所　受変電設備更新工事】　　落札率が９７％台であるが、妥当な数字なのか。　　　入札結果を見ると入札額にかなりばらつきがあるが、どう考えているのか。 | 　　本案件は工事費に占める機器費の割合が大きく、また、機器費の積算は見積もり金額の最低のものを採用しているため、落札率が高くなったと考えている。　　　　機器の見積もりは製作会社４者から取ったが、採用した最低見積価格を１００とした場合、最も高い見積価格は１７０くらいであったため、入札参加者である電気工事事業者が、どこの製作会社から見積もりを取ったかにより、入札額に幅が出たものと考えている。 |
| 【土砂災害危険箇所基礎調査委託（Ｈ２６その４）】　　入札結果は最低制限価格付近に応札が集中しているが、予定価格はどのように設定したのか。また、入札結果について、どのように考えているのか。 | 　　予定価格は、平成２３年度に同業務の実績がある１８者から徴収した見積もりをもとに都市整備部で作成した積算歩掛により設定した。　　本案件は、年度当初の公告であるため受注意欲が高く、最低制限価格とほぼ同額で落札されたと考えている。当事務所で同日開札のあった４件もほぼ同様の落札率であり、いずれも競争性が発揮された結果と考えている。 |
| 【土砂災害危険箇所基礎調査委託（Ｈ２６－９）】　　　　入札結果は予定価格付近の２者以外は、最低制限価格以下で失格となっているが、入札結果について、どのように考えているのか。　　本案件は、予定価格付近なら落札しても良いという２者がいて、残りの１２者は落札意欲が高く、最低制限価格付近に一斉に並んだが、ランダム係数が上振れしたということか。　　予定価格の設定と案件の公表の時期に問題はないのか。　 | 　　　　入札結果が、最低制限価格付近で失格となった１２者と予定価格付近の２者に二分された要因は、基本的には受注意欲の差と考えている。本案件の開札日は６月２４日であり、開札日までに同種業務の契約が２６件締結されている。それまでに受注できているか否かが、受注意欲の差の要因と考えている。　　そのように考えている。　　予定価格は、国の基準に基づいて積算している。また、基本的にコンサルタント業務は、技術者数に限りがあるので、年度後半になると不調不落が増えてくる。そのため、発注を遅らせたからといって、必ずしも入札者が増えるという状況にないと考えている。 |
| 【大阪府地震防災アクションプラン改訂等検討委託】　　本案件は、アクションプランの改訂等検討委託であるが、改訂前のプランを受注したのは、本案件の落札者か。また、１者入札となった理由は何か。　　予定価格の積算に当たって、何者から見積もりを徴収したのか。また、見積もりを徴収した者の入札参加申込の状況はどうなっているのか。　　見積書を提出したにもかかわらず辞退したことについて、どのように考えているのか。 | 現在のアクションプランは、本案件とは別の事業者が受注している。１者入札ついては、東日本大震災以降、国、他府県をはじめ、全国的に地震防災に関する業務が非常に増えていることにより、業者の受注体制が整わなかったためと考えられる。　　　　８者に見積もりを依頼し、そのうち７者から提出があった。このうちの６者は、入札参加申込を行ったが、最終的には辞退等により１者入札となった。　　本案件の歩掛は、７者の見積額の平均直下を採用しているので、出した見積もりよりも高い者もあれば低い者もある状況にある。辞退理由は確認していないが、価格ではなく体制の問題であると考えている。 |
| 【堺第７－３区護岸耐震検討（２６）業務】　　本案件は７号随契であるが、何故そう判断したのか。また、随契にする場合と競争入札にする場合の基準は、どうなっているのか。　　前回の平成１９年のデータをそのまま使っても問題はないのか。 | 　　本案件は、歩掛見積もりを４者から徴収したが、前回受注した者の見積額が非常に安かったので、その理由を聞いたところ、前回のデータが使用でき他社より安価に受注できることが判明した。このため、７号随契とした。　　競争入札と随契のどちらを選ぶかは、一般的には競争入札にするのが望ましいと考えるが、本案件は明らかに業者間で見積もりの内容が異なり、その理由も明確なので随意契約を選択した。　　平成１９年当時と現在の状況が変わっていないかどうかチェックしたところ、当時のデータが使えるという結果であった。　　 |
| 【りんくう公園　草地環境整備業務】　　落札率が極めて低いが予定価格は、どのように算定したのか。　　本案件の過去の入札は、どのような結果であったのか。　　国の積算基準は、実態を反映していないのではないか。府独自で積算基準を設けないのか。　　適切に草刈りをしていることは確認しているのか。　　本案件は最低制限価格がないが、その理由は何か。 | 　　予定価格は、国の積算基準を準用して積算を行った。また、落札者にヒアリングしたところ、現場が事業所のすぐ近くにあり効率的な仕事の段取りができることなどにより経費が削減できること、また、雇用中の自社の社員を使って作業ができることから、福利厚生や連絡費用などの諸経費が安価にできることが要因と聞いている。　　　平成２３年度から年２回発注している。平成２４年度の前半だけ本件とは別の者が落札したが、あとはすべて本件落札者が落札している。また、落札率の平均は、２３年度が２３.７％、２４年度が２０.２％、２５年度が１５.８％であり、本案件は非常に低い落札率で推移している。　　国の積算基準は標準的なものとして設定しているので、現場に応じて結果的に落札率が変わってくると考えている。本案件の落札率が低い理由は、予定価格が高過ぎるためなのか、あるいは落札者の努力によるものなのか、実態をもう少し調べたほうがよいと考えている。今後、必要に応じて改善等の検討は要ると考えている。　　業務実施中は、品質の管理や現場の作業状況を確認するため概ね週３回程度は現場に行っている。また、業務終了後は作業月報や段階確認書、写真等により完了検査を行い合格している。　　委託役務業務のうち、いわゆる労働集約型業務と呼んでいる清掃業務、警備業務、給食配膳等々の５業務は、積算上、人件費率が概ね８５～９０％を占めているため、最低制限価格を設定している。一方、本案件の除草業務については、人件費比率が全体の約５７％程度であるため最低制限価格は設定していない。　　実際、本案件について、業者にヒアリングしたところ、この落札率でも最低賃金が守られているということが推認できた。　　 |
| 【安威川　ダム流量調査及び水質調査業務】　　落札率が非常に高く、しかも１者入札であることについて、どのように考えているか。　　大変な仕事であれば、予定価格は、もっと高くてもいいのではないか。 | 　　本案件は台風や大雨等の高水時に流量と水質の調査を降雨のピーク前、ピーク時、ピーク後に実施する必要がある。このため、大雨による洪水発生が予想される場合には、休日や夜間を問わず迅速に対応できる体制を確保する必要があることから、負担が非常に大きく、それに応じられる業者が１者であったと考えている。また、本案件の流量調査については、高水時に備え多人数の体制を常に確保する必要があるが、高水時の出動時期が不明であるため、落札率が高くなったと考えている。　　本案件の積算基準は、流量調査は国の基準を、水質調査は見積もりを基準に積算しており、必要な直接調査費等を見込んでいるため、予定価格の算出については適正であると考える。 |
| 【平成２６年度身体拘束ゼロ推進員養成研修業務】　　――――――― | 　　――――――――――――　　 |
| 【精神科救急医療体制整備事業】　　本案件は、履行場所が大阪府全域となっているが、幾つかの地域に分けて発注すれば、随意契約を行わなくてもいいのではないか。　　契約金額は、見積もりから積算しているのか。 | 　　府下の精神科病院は、地域的に偏在しており、例えば、大阪市内に精神科病院は１カ所しかない。特に南部地域に偏在しており、ブロックに分けて発注するのは難しいと考えている。　　また、どの病床でも受け入れできるものではなく、症状により個室が必要となる場合がある。概ね、そのような患者は自分の意思で入院に同意ができないため、家族等の同意を得る必要があるが、その場合は国の指定を受けた指定医の診察が法定要件であり、指定医のいる病院が限られることから、履行場所を大阪府域全域としている。　　本案件の単価は、国庫補助単価と同額にしている。　　契約に際しては、大阪府から国庫補助の基準単価を示して、この金額で契約をお願いしている。　　 |